

保護観察における新たなアセスメントツール： 期待される効果と課題

勝田 聡^{1)2)3)*}・羽間 京子³⁾

¹⁾ 法務省保護局 ²⁾ 千葉大学大学院人文公共学府 ³⁾ 千葉大学教育学部

Development of assessment tools for individuals on probation or parole in Japan: Expected impact and future research

KATSUTA Satoshi^{1)2)3)*}, HAZAMA Kyoko³⁾

¹⁾ Rehabilitation Bureau, Ministry of Justice, Japan

²⁾ Graduate School of Humanities and Studies on Public Affairs, Chiba University, Japan

³⁾ Faculty of Education, Chiba University, Japan

効果的な保護観察処遇を実施し、再犯や再非行を防止するためには、適切なアセスメントを行い、その対象者にもっとも適合する方法を選択することが必要である。法務省は、2018年に、リスク・ニード・リスポンシビティモデルに基づき、保護観察における新たなアセスメントツールを開発した。この新たに開発されたツールは、再犯リスクの測定、犯罪や非行を誘発する要因、及び保護観察対象者の改善更生を促進する要因をアセスメントするとともに、個々の対象者のケース・フォーミュレーションを実施するものである。本稿では、新たなツールの開発過程とツールの内容を示した。さらにこのツールが、いかに保護観察官がより充実した保護観察の実施計画を策定することを支援し、保護観察対象者の再犯や再非行を防ぎ、社会への再統合を促進することに寄与すると期待されているかについて論じた。この新たなアセスメントツールの効果について、更なる研究が必要である。

For better probation and parole practices that reduce recidivism, it is necessary to properly assess and determine the most applicable approach to individuals under supervision. The Ministry of Justice in Japan developed new assessment tools for individuals on probation and parole in 2018 based on the Risk-Need-Responsivity model. The newly developed tools were designed to assess risk factors for recidivism, criminogenic needs, and strengths of individuals under supervision, as well as to create personalized case formulation. This study demonstrated the process used to develop the new tools and explored the content. We discussed how the tools support probation officers to develop more varied case plans, which is expected to contribute to a reduction in reoffending and facilitate the reintegration of individuals on probation or parole into society. Studies examining the outcomes of the new assessment tools are needed.

キーワード：保護観察 (Probation), 仮釈放 (Parole), アセスメントツール (Assessment Tool),
リスク・ニード・リスポンシビティモデル (Risk-Need-Responsivity Model),
ケース・フォーミュレーション (Case Formulation)

1 はじめにー背景と目的

犯罪者や非行少年の再犯や再非行を防ぎ、その改善更生を図るため、刑務所、少年院等の矯正施設の中での施設内処遇と、保護観察所による社会内処遇が行われている (法務省, 2018)。これらの処遇をより実効的なものとし、安全な社会を築くことが求められている (法務省, 2019)。

犯罪者や非行少年の処遇においては、Risk-Need-Responsivity モデル (Bonta & Andrews, 2017) に準拠することが有益であり、効果的であるとされてきた (Andrews & Dowden, 2006; Hanson, Bourgon, Helmus, & Hodgson, 2009; Prendergast, Pearson, Podus, Hamilton, & Greenwell, 2013)。Bonta & Andrews

(2017) は、RNR モデルには次の三つの要素が含まれるとした。第一に、再犯リスクを予測し、リスクが高いと認められる人に集中的な処遇を行うことである。例えば、再犯リスクが高い人には、面接指導の頻度を増やすことが考えられる。第二に、犯罪誘発性要因を把握して、その要因を改善するための処遇を実施することである。Bonta & Andrews (2017) によると、RNR モデルにおける犯罪誘発要因は次の8項目とされている。すなわち、(a)犯罪・非行歴、(b)衝動性、危険を伴う快楽追求、攻撃性などの反社会的パーソナリティのパターン、(c)犯罪の合理化や法に対する否定的態度など、犯罪を容認する態度、(d)犯罪性のある友人などとの交友関係、(e)アルコールや薬物の物質乱用、(f)養育者の不十分な監督やしつけ、家族との関係性の問題などの家族関係、(g)学業や仕事におけるパフォーマンスの低さや不満足、(h)社会適応的な余暇活動の欠如である。例えば、犯罪の原因の一つとし

連絡先著者：katsuta@chiba-u.jp

て、アルコールへの依存と飲酒による自己統制力の低下が認められる場合には、飲酒が犯罪誘発性要因であり、飲酒を止め、あるいは、飲酒習慣を改善することが処遇の目標の一つとなる。第三に、処遇の方法の選択に当たって、対象者に最も適合する方法を選ぶことである。例えば、一定の効果が認められている技法、特に認知行動療法を基盤とするプログラムを実施することが考えられる。さらに、対象者の対人不安がある場合には、落ち着いた、支持的なアプローチをとり、直面化や感情的な論争を避けることが有益である (Bonta & Andrews, 2017)。

RNRモデルによる犯罪者処遇を実施するためには、再犯リスクを予測し、犯罪誘発性要因を特定し、かつ、最も適合的な処遇の方法を選択するためのアセスメントを行う必要がある (Ogloff & Davis, 2004)。日本の法務省保護局は、RNRモデルに基づき、再犯リスクを測定し、犯罪や非行を誘発する要因及び改善更生を促進する要因を把握し、犯罪・非行プロセスを分析する新たなツールを2018年に開発した。本稿は、犯罪者や非行少年のアセスメントと処遇に関する先行研究を踏まえ、開発された新たなアセスメントツールの内容について示した上で、その導入によって期待される効果と今後の課題について論じることを目的とした。

2 RNRモデルの拡張に関する研究

RNRモデルについては、更に同モデルを補正し、又は拡張するための二つの重要な提言がなされている。

第一は、RNRモデルの3要素のうち、処遇の焦点化に関して、犯罪誘発要因だけではなく、対象者の自己実現や福利の向上という観点を含めるべきとの指摘である (Ward & Stewart, 2003; Ward, Yates, & Willis, 2012)。Shepherd, Luebbers, & Ogloff (2016) は、保護的要因を、(a)適応的な社会参加、(b)社会的サポートの強さ、(c)愛着や絆の強さ、(d)処遇や権威への肯定的態度、(e)学校への適応の高さ、及び(f)可塑性の6項目とした上で、これらの保護的要因を数多く有している若年者は、再犯リスクがより低いことを明らかにした。このような指摘を踏まえ、改善更生を促進する保護的要因をアセスメントに加えることが推奨されている (Baglivio, Wolff, Piquero, Howell, & Greenwald, 2017)。

第二は、マニュアル化された犯罪者・非行少年処遇ではなく、個々の対象者について犯罪・非行プロセスの分析を行い (Drake & Ward, 2003)、犯罪や非行を誘発する要因等の相互作用を明らかにすることが重要であるという提言である (Douglas & Skeem, 2005; Haqanee, Peterson-Badali, & Skilling, 2015)。その際、特に、ケース・フォーミュレーション、つまり、(a)対象となる人が抱える問題を分析し理解を深め、(b)その問題にかかわる変数を同定し、(c)介入の対象及び目標を設定する手続 (Nezu, Nezu, & Lombardo, 2004) が有用であるとの指摘がされている。ケース・フォーミュレーションは、膨大な情報を整理し、組み立てること、今後生じる可能性がある問題を予測すること、対象者への理解を深めることなどに役に立つ (Eells & Lombart, 2011)。多変量の

要因による犯罪のモデルを含むケース・フォーミュレーションの方法を用いることは、より適切に焦点を当てた犯罪者処遇を可能にする (Drake & Ward, 2003; McMurrin & Taylor, 2013)。

3 日本の保護観察におけるアセスメントの現状

日本においては、保護観察官は、保護観察を開始するに当たり、裁判所、矯正施設等の関係機関からの情報収集、保護観察対象者^(注1)やその関係者との面接等によるアセスメントを行った上で、保護観察対象者に守ることを義務づける事項を定め、指導や援助の方針等を含む保護観察の実施計画を策定している。しかし、この現行のアセスメントには、いくつかの課題がある。

第一に、リスクの高さを評価する方法についてである。保護観察においては、1971年6月から罪名や処分歴などに基づくリスクアセスメントツールが使用され、2008年6月に更生保護法が制定・施行されると同時に新たなツール (段階別処遇制度^(注2)) が導入された。このツールは、罪名・非行名、保護処分歴・刑事処分歴、特別遵守事項や生活行動指針の設定数等に基づいて、保護観察対象者との接触頻度や方法を判断することとしている。遵守事項とは、保護観察対象者に一定の行動を禁止し、又は実行することを義務付けるものであり、その違反があったときは、矯正施設への収容が可能になる (更生保護法第50, 51条)。生活行動指針とは、保護観察所の長が、保護観察対象者の生活や行動に関する指針を示し、保護観察対象者に、これに沿った生活や行動をする努力義務を課するものである (更生保護法第56条)。しかし、特別遵守事項や生活行動指針は再犯を誘発する要因のみについて設定されるものではない。再犯リスクを評価するためには、保護観察対象者の再犯や再非行に関連する要因について統計的に分析して、指標を定めることが必要である (勝田, 2018b)。

第二に、現在の保護観察においては、保護観察開始当初に、(a)交友関係、(b)金銭管理、(c)薬物乱用、(d)就労・修学関係、(e)健康状態、(f)居住関係、(g)家族関係、及び(h)その他の8領域を再犯・再非行を誘発する要因とし、指導や援助の要否を検討している。しかしながら、Bonta & Andrews (2017) においては、金銭管理、健康状態及び居住関係は、必ずしも、犯罪を誘発する要因ではない。加えて、Bonta & Andrews (2017) が犯罪・非行の誘発要因とした、認知等の心理的要因、余暇活動、アルコール依存等は、上記8領域に明示されていない。さらに、改善更生を促進する保護的要因のアセスメントをすることが重要であるが (Baglivio et al., 2017)、現在のアセスメントでは、分析の対象になっていない。

第三に、保護観察の実施計画を策定するためには、上述のとおり、保護観察対象者の犯罪や非行のプロセスを個別に分析することが有益である (Douglas & Skeem, 2005; Drake & Ward, 2003; Haqanee et al., 2015; McMurrin & Taylor, 2013)。日本の保護観察対象者について、犯罪プロセスの分析が有用であることが指摘されているが (石井, 印刷中; 勝田, 2017; 松尾, 2019)、現在の日本の保護観察におけるアセスメントには、この

ような分析の手続が含まれていない。

そこで、すでに述べたとおり、法務省保護局は、RNRモデルに基づき、再犯・再非行リスクの測定、犯罪や非行を誘発する要因と改善更生を促進する要因の特定、ケース・フォーミュレーションによる処遇の方法の適合性判断という三つの要素を含む、新たなアセスメントツールを開発した。このツールは「保護観察におけるケース・フォーミュレーション」(Case Formulation for Probationers and Parolees: CFP)と命名され、2018年から試行が開始されている(法務省, 2019; 勝田, 2018a)。

4 新たなアセスメントツール(CFP)の内容

CFPの具体的内容を次に示す。

(1) 再犯・再非行リスクの測定ツール

非行少年の資質鑑別を行う法務省の機関である少年鑑別所は、再犯・再非行リスクを測定するツールである法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)を開発し、2013年から実施している(法務省, 2019)。したがって、2013年以降に少年鑑別所に入所し少年法による保護観察処分を受けた少年や少年院仮退院者は、MJCAによる再非行リスクの評価がなされているため、CFPにおいても、そのリスク判定を用いることとした。ただし、MJCAを実施せずに保護処分を受ける少年もいることから、法務省保護局は、独自の指標も開発した。具体的には、保護観察処分少年及び少年院仮退院者各500人の保護観察開始後5年間の再犯や再非行の有無を追跡調査して、保護観察開始時の人口統計変数について統計的解析を行った。この追跡調査を実施した時点において、法務省保護局は、事件管理システムにより保護観察対象者の情報を把握していたが、保護観察対象者の再犯や再非行の有無がデータ化されていなかった。そのため、保護観察又は生活環境の調整事件の再係属の有無について調査することとした。再係属が認められる場合とは、保護観察対象者が保護観察開始後、再度、保護観察処分、少年院送致、保護観察付執行猶予の判決を受け、又は受刑をした場合である。本調査においては、再係属の理由となった裁判の言渡しの日を再係属の日とした。

保護観察処分少年と少年院仮退院者の統計的分析に当たり、非行の内容が交通事件である場合には、過失による交通事故の事案が含まれており、交通法規等に関する学習を中心とした保護観察を実施するため、交通事件とそれ以外の対象者を分けて分析することとした。

解析の結果から、交通事件以外の保護観察処分少年については、保護観察開始時年齢が16歳以下であること、男性であること、及び、不良集団関係があることを、再犯リスクの高さを判定する指標とした。交通事件以外の少年院仮退院者については、保護観察開始時18歳以下であること、男性であること、薬物使用歴があること、不良集団関係があること及び精神障害があることを指標とした。

刑務所等からの仮釈放者や保護観察付執行猶予者については、各500人の保護観察開始後5年間の再係属の有無を追跡調査し、保護観察開始時の人口統計変数について多変量解析をし、再犯リスクを測定する指標を開発した(勝田, 2018b)。仮釈放者については、交通事件以外の罪種であること、受刑回数が多いこと、問題のある飲酒行動があること及び無職や短期離職といった就労の問題があることを再犯リスクの高さを判定する指標とした。保護観察付執行猶予者については、学歴が中学卒業以下であること、少年時に保護処分歴があること、刑事処分歴があること、覚せい剤事犯であること、及び、ギャングへの依存が認められることを再犯リスクの高さの指標とした。

CFPにおいては、これらの変数の該当数によって、再犯リスクを低・中・高の三段階に分けることとした。

(2) 犯罪・非行を誘発する要因と改善更生を促進する要因の特定

上述のとおり、Bonta & Andrews (2017)によれば、主要な犯罪誘発性ニーズは、(a)犯罪歴、(b)犯罪を容認する態度、(c)交友関係、(d)反社会的パーソナリティ、(e)家庭、(f)修学と就労、(g)物質使用及び(h)余暇活動の8項目である。これらのニーズ要因をアセスメントすることが日本の保護観察対象者についても有益であるかどうかを検討するとともに、改善更生を促進する要因を明らかにするため、上記2で述べた欧米の先行研究を踏まえ、ベテランの保護観察官76人の意見を聴取し、さらに、保護観察事件262事例の事例検討を行った。その結果、Table 1に示す要因を設定することとした。

(3) ケース・フォーミュレーションによる犯罪・非行プロセスの分析

CFPにおいては、上記(2)により、犯罪や非行を誘発する要因と改善更生を促進する要因を明らかにした上で、その要因の相互作用や犯罪又は非行に至るプロセスを分析することとした。具体的には、上記の要因から本件に至るまでのパス図を作成する方法が有益である(石井, 印刷中; 勝田, 2017; 松尾, 2019)。例えば、能力的制約から学校に適応できず、家庭での虐待もある事案において、不良交友の相手からの教唆を受けて、万引きをするに至った事案を考えると、Figure 1のようなパス図を作成することができる。これにより、不良交友が犯罪に直接結びつく要因であることが明らかになるため、不良交友を絶つことを特別遵守事項や生活行動指針に定めることが考えられる。さらに、不良交友の背景には、家庭での虐待や能力的制約による不適応があり、居場所を求めた結果、不良交友に至ったという仮説を立てることができる。このような仮説を意識化して、対象者の指導や援助の計画を立案することが可能となる。

なお、本稿では、議論の都合上、極めて単純化したパス図を提示したが、実際のアセスメントにおいては、より多くの要因が複雑にからみあっているものとなる。

Table 1 CFPにおける犯罪非行誘発要因と改善更生促進要因

カテゴリ	犯罪非行誘発要因の例	改善更生促進要因の例
家庭	・虐待や不適切な養育を受けた。 ・家族と死別又は離別した。 ・家族に不和があった。 ・家族に犯罪歴があった。 ・家族が反社会的集団に加入していた。 ・家族が犯罪を容認していた。 ・家族が公的機関に非協力的であった。	・家族を養育する役割があった。 ・家族関係が良好であった。 ・家族が公的機関に協力的であった。
家庭以外の対人関係	・不良集団に所属した。 ・共犯者がいた。 ・本人にとって重要な人物と離別した。 ・友人から孤立していた。 ・友人と不和であった。 ・いじめや犯罪被害を受けた。	・不良交友を断絶した。 ・健全な人物と交際した。 ・相談相手や支援者が存在した。
就労・修学	・一定期間就労しなかった。 ・短期間で離転職を繰り返した。 ・不登校等学校に適応していなかった。 ・学校を中退した。	・就労を継続した。 ・就労や修学上の成功体験をした。
物質使用	・規制薬物を使用した。 ・問題行動を伴う飲酒をした。	・規制薬物の使用を止めた。 ・問題飲酒のある人が飲酒を止めた又は節制した。 ・断薬、断酒、節酒のための支援や治療を受けた。
余暇	・賭け事をして浪費した。 ・夜遊びや家出をした。 ・性犯罪者が性的欲求を高める行動をした。	・健全な余暇活動をした。 ・犯罪を誘発する余暇を止めた。 ・問題のある余暇を止めるための治療や支援を受けた。
経済状態	・貧困状態だった。 ・放浪生活をしていた。	・貧困ではなかった。 ・生活保護等の援助を受けた。
犯罪・非行や保護観察の状況	・犯罪や非行が早発であった。 ・犯罪や非行を繰り返していた。 ・犯罪や非行の罪種が多かった。 ・保護観察中に再犯や再非行をした。 ・保護観察における義務に違反した。	・犯罪や非行が遅発だった。 ・犯罪や非行を繰り返していない。 ・犯罪や非行の罪種が一つに限られていた。 ・保護観察における義務を履行した。
心理	・犯罪や非行を容認する認知が認められた。 ・犯罪の結果や責任を軽視していた。 ・怒りなどの陰性感情が強かった。 ・知的な制約があった。 ・自己価値が低かった。 ・対人不信感が強かった。	・犯罪や非行への真摯な反省があった。 ・自分の現状に対する危機感があった。 ・将来に対する意欲や希望があった。 ・陰性感情に適切に対処できた。 ・心理的に安定するための治療や支援を受けた。 ・知的能力が高かった。 ・自信や自己有用感があった。

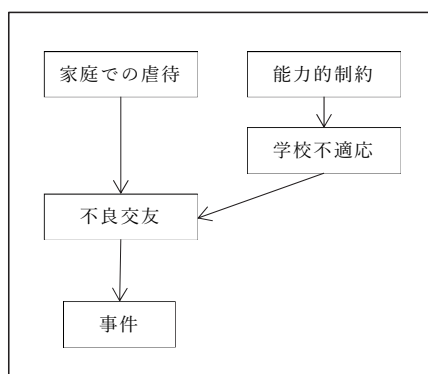


Figure 1 パス図

5 考察

以上に述べたCFPの主要な構成要素である、再犯リスクの予測、犯罪や非行を誘発する要因と改善更生を促進する要因の網羅的特定及び犯罪・非行プロセスの検討という三つの事項について、それぞれ、期待される効果と今後の課題について論じる。

まず、上記4(1)のとおり、CFPにおいては、統計分析に基づいた再犯リスクの予測を行うこととした。再犯リスクは高・中・低の三段階に分類されるが、その判定を踏まえて、保護観察対象者との面接の頻度を判断することができる。リスクが低いと認められる者については、

月1回又は2回の面接を実施し、必要最小限の回数とする一方で、リスクが高いと認められる場合には、月3回以上の面接指導を行い、実態把握のための家庭訪問を積極的に行うことなどが考えられる。

第二に、上記4(2)のとおり、CFPにおいては、犯罪・非行を誘発する要因と改善更生を促進する要因を提示することとした。このことにより、保護観察を実施する上で重要な要因を網羅的に検討することが可能となった。ただし、CFPを作成した場合に、保護観察官が要因をもれなく把握しているかどうか、保護観察の実施計画に反映しているかどうかについては、検証が必要である。2018年から実施しているCFPの試行においては、保護観察官が、保護観察を開始する順に無作為にCFPを作成する群と作成しない群とに割り付けており、その事例を集積している。CFP作成群と非作成群とで保護観察の実施計画の内容に差があるか否か、その後の再犯率や再非行率に影響するかどうかなどを検証することが今後の課題である。

第三に、上記4(3)のとおり、CFPにおいては、個別の事例について、犯罪や非行のプロセスを図示するなどして分析することとしている。このような図示をすることにより、要因間の相互作用が明らかになること、犯罪や非行の直接的な要因と間接的な背景を識別できること、問題行動の背景についての洞察が深まること、今後生じる可能性がある問題を予測できることなどが期待できる。

CFPは、最新のエビデンスを基盤とし、再犯リスクの測定、犯罪・非行誘発要因と改善更生促進要因の網羅的検討、及び、プロセスの分析という三つの手続によって、保護観察官がより充実した保護観察の実施計画を策定することを支援するツールである。保護観察の実施計画は、その後の保護観察官や保護司の行動や意識に影響を与えるものであり、適切な実施計画を策定することを通じて、再犯や再非行を防ぎ、改善更生を促進することに寄与することが期待される。

今後、既存のアセスメントツールによるアセスメント実施群とCFP実施群の再犯・再非行率を比較し、CFPの有効性と問題点を明らかにする研究が求められる。

注

- 1 保護観察の主な対象は4種類である。すなわち、(a)少年法に基づき、家庭裁判所において保護観察処分を受けた保護観察処分少年、(b)家庭裁判所において少年院に送致され、施設内処遇を受けた後に仮退院を許された少年院仮退院者、(c)刑事施設において施設内処遇を受けた後に仮釈放を許された仮釈放者、(d)裁判所において保護観察付執行猶予の判決言渡しを受けた保護観察付執行猶予者である（更生保護法第48条）。
- 2 段階別処遇制度とは、保護観察開始時の保護観察対象者の犯罪や非行のリスクを考慮して、処遇の難易によるS, A, B, Cの4段階に区分し、それに応じた密度の処遇を実施するものである。

付記

本研究は、JSPS科研費19K03277（研究代表者：羽間京子）の助成を受けた。

引用文献

- Andrews, D. A., & Dowden, C. (2006). Risk principle of case classification in correctional treatment: A meta-analytic investigation. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 50, 88-100. <https://doi.org/10.1177/0306624X05282556>
- Baglivio, M. T., Wolff, K. T., Piquero, A. R., Howell, J. C., & Greenwald, M. A. (2017). Risk assessment trajectories of youth during juvenile justice residential placement: Examining risk, promotive, and "Buffer" scores. *Criminal Justice and Behavior*, 44, 360-394. <https://doi.org/10.1177/0093854816668918>
- Bonta, J., & Andrews, D. A. (2017). *The psychology of criminal conduct* (6th ed). New York, NY: Routledge.
- Douglas, K. S., & Skeem, J. L. (2005). Violence risk assessment: Getting specific about being dynamic. *Psychology, Public Policy, and Law*, 11, 347-383. <https://doi.org/10.1037/1076-8971.11.3.347>
- Drake, C. R., & Ward, T. (2003). Treatment models for sex offenders: A move toward a formulation-based approach. In T. Ward, D. R. Laws, & S. M. Hudson (Eds.), *Sexual deviance: Issues and controversies* (pp. 226-243). Thousand Oaks, CA, Sage Publications.
- Eells, T. D., & Lombart, K. G. (2011). Theoretical and evidence-based approaches to case formulation. In P. Sturmey, & M. McMurran (Eds.), *Forensic case formulation* (pp. 1-32). Chichester, UK: John Wiley & Sons.
- Hanson, R. K., Bourgon, G., Helmus, L., & Hodgson, S. (2009). *A meta-analysis of the effectiveness of treatment for sexual offenders: Risk, need, and responsivity*. Public Safety Canada. <<http://www.publicsafety.gc.ca/cnt/rsrscs/pblctns/2009-01-trt/index-eng.aspx>>
- Haqanee, Z., Peterson-Badali, M., & Skilling, T. (2015). Making "what works" work: Examining probation officers' experiences addressing the criminogenic needs of juvenile offenders. *Journal of Offender Rehabilitation*, 54, 37-59. <https://doi.org/10.1080/10509674.2014.980485>
- 法務省 (2018). 平成30年版犯罪白書 日経印刷
- 法務省 (2019). 平成30年版再犯防止白書 日経印刷
- 石井周作 (印刷中). 成人男子の窃盗事犯者の処遇方策に係る研究 法務研究報告書
- 勝田聡 (2017). 保護観察中の性犯罪者の犯罪行動のプロセス 質的心理学研究, 16, 135-152
- 勝田聡 (2018a). 保護観察のケースの見立てについて 更生保護, 69(6), 16-22
- 勝田聡 (2018b). 保護観察対象者の再犯に関連する要因 更生保護学研究, 13, 4-15

- 松尾久実子 (2019). 窃盗事犯者の処遇方策に係る研究
法務研究報告書, 106, 1
- McMurran, M., & Taylor, P. J. (2013). Case
formulation with offenders: What, who, where, when,
why and how? *Criminal Behaviour and Mental Health*,
23, 227 – 229. <https://doi.org/10.1002/cbm.1891>
- Nezu, A. M., Nezu, C. M., & Lombardo, E. (2004).
*Cognitive-behavioral case formulation and treatment
design: A problem-solving approach*. New York, NY:
Springer. (ネズ, A. M., ネズ, C., ロンバルド, E. 伊
藤絵美 (監訳) (2008). 認知行動療法における事例定
式化と治療デザインの作成 – 問題解決アプローチ –
星和書店)
- Ogloff, J. R. P., & Davis, M. R. (2004). Advances in
offender assessment and rehabilitation: Contributions
of the risk-needs-responsivity approach. *Psychology,
Crime & Law*, 10, 229-242. [https://doi.org
/10.1080/0683160410001662735](https://doi.org/10.1080/0683160410001662735)
- Prendergast, M. L., Pearson, F. S., Podus, D., Hamilton,
Z. K., & Greenwell, L. (2013). The Andrews'
principles of risk, need, and responsivity as applied
in drug abuse treatment programs: Meta-analysis of
crime and drug use outcomes. *Journal of Experimental
Criminology*, 9, 275-300. [https://doi.org/10.1007/
s11292-013-9178-z](https://doi.org/10.1007/s11292-013-9178-z)
- Shepherd, S. M., Luebbers, S., & Ogloff, J. R. P. (2016).
The role of protective factors and the relationship
with recidivism for high-risk young people in
detention. *Criminal Justice and Behavior*, 43, 863-878.
<https://doi.org/10.1177/0093854815626489>
- Ward, T., & Stewart, C. (2003). Criminogenic needs
and human needs: A theoretical model. *Psychology,
Crime & Law*, 9, 125-143. [http://dx.doi.
org/10.1080/1068316031000116247](http://dx.doi.org/10.1080/1068316031000116247)
- Ward, T., Yates, P. M., & Willis, G. M. (2012). The
Good Lives Model and the Risk Need Responsivity
model: A critical response to Andrews, Bonta, and
Wormith (2011). *Criminal Justice and Behavior*, 39, 94-
110. <https://doi.org/10.1177/0093854811426085>